

受注型企画旅行

お客様（旅行者）からの依頼により、旅行会社が、旅行の目的地及び日程、運送や宿泊などの旅行サービスの内容と旅行代金を定めた旅行に関する計画を作成、提案し、実施する旅行のことを受注型企画旅行といいます。

旅行会社は旅行日程に従って旅行サービスを手配するだけでなく、旅程を管理する義務を負います。また、旅程保証・特別補償の制度が設けられています。



企画旅行は旅行の計画を立てるのが旅行会社であるのに対して、手配旅行は旅行の計画を立てるのはお客様自身ということだね！

手配旅行

旅行会社がお客様（旅行者）の委託により、旅行者のために運送や宿泊等旅行サービスの提供を受けることができるよう手配を引き受ける委任契約のことを手配旅行といいます。

企画旅行と違い、旅行会社は善管注意義務を持って旅行サービスの手配という事務処理を行えば債務は終了します。手配の結果が満員などで宿泊・運送機関等との間で旅行サービスの提供をする契約が締結できなかった場合でも、旅行会社は契約上の義務を果たしたことになり、旅行者は旅行業務取扱料金を支払わねばなりません。また、企画旅行と異なり、旅行会社に旅程管理責任は無く、例えば航空便の欠航など、旅行中のトラブルは旅行者の自己責任で対処することとなります。

		受注型企画旅行	手配旅行
手配義務	旅行者から委託を受けた旅行サービスの手配を過失なく行うこと。	○	○
旅程管理義務	旅行者に対する運送・宿泊サービスなどの確実な予約や提供、計画に変更が生じた場合における代替サービスの手配など、旅行者の安全と旅行の円滑な実施を確保するために旅行会社が行う措置のこと	○	×
特別補償義務	旅行会社の責任の有無を問わず、企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故で、旅行者がその生命、身体または携帯品に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払うこと。	○	×
旅程保証義務	契約書面どおりにサービスの提供がなされなかった場合に、旅行会社が旅行者に対し変更補償金を支払う標準旅行業約款に定められた旅行会社の責任の一つ。天災地変などの免責事由以外で、契約書面に記載された航空会社やホテルなどのオーバーブックによる変更や、旅行サービスの中止などがその対象となります。	○	×